

令和7年度第1回宮城県青少年問題協議会

日時：令和7年7月28日（月）
午後3時30分から午後5時まで
場所：行政庁舎9階 第一会議室

令和7年度第1回宮城県青少年問題協議会 会議録

日 時：令和7年7月28日（月）午後3時30分～午後5時まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

出席者：市瀬智紀委員、舘田あゆみ委員、羽田さゆり委員、尾坪博史委員、帆足直治委員、小幡佳緒里委員、藤石伸子委員、齋藤辰治委員、渡辺能久委員、伊藤由美子委員、小池健治委員、佐藤美和子委員、末永仁一委員、志賀慎治委員代理（赤間保健福祉副部長）、佐藤靖彦委員代理（三浦生涯学習課長）佐藤誠委員代理（佐藤少年課長）

欠席委員：秋田敦子委員

関係課室：11課室出席

傍聴者：0人

1 開 会

司会：環境生活部共同参画社会推進課 菊地総括課長補佐

2 挨拶

挨拶：末永仁一環境生活部長

3 委員紹介

4 議 題

- (1) 「青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次）」素案について
- (2) その他

挨拶

末永部長

宮城県環境生活部長の末永でございます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃から本県の青少年行政の推進に御理解と御協力を賜っておりますことに、改めて感謝申し上げます。

さて、本協議会は、青少年の健全育成等に関する総合的施策の検討に必要な事項について、関係者の皆様に御審議いただくことを目的に設置されました。

現在の青少年の抱える問題は、児童虐待や不登校、ひきこもり、貧困、ヤングケアラーなど、様々な問題が、複雑に絡み合い、深刻化しており、早急な対応が求められているところでございます。

県といたしましても、子ども・若者の様々な課題に対して、関係機関と連携・協働しながら、引き続き、適切な支援にしっかり取り組んでまいります。

さて、現在の「第3次みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画）」は、計画期間が今年度までとなっており、今年1月に開催いたしました本協議会において、次期計画の策定について御説明させていただきました。

本年3月には、本協議会内に「基本計画調査部会」を設置し、これまで3月と6月のあわせて2回開催し、次期計画策定に向けて御検討いただいております。本日の会議では、この部会での検討結果をもとに作成いたしました素案について、委員の皆様にご議論いただくこととなっております。

委員の皆様には、本日の議題に対しまして、忌憚のない御意見や御提案などをいただきますよう、お願い申し上げます。

また、この会議が、有意義な場となることを祈念いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

それでは議事に入ります。宮城県青少年問題協議会条例第5条の規定により、ここからの議事につきましては会長に議長をお願いしたいと思います。市瀬会長、よろしくお願いいたします。

(1) 「青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次）」素案について

市瀬会長

本日は暑い中、委員の皆様におきましては、お集まりいただきありがとうございます。御承知の通り、子ども・若者の人口が減少する中で、全国学力・学習状況調査の平均正答率が下回っていること、不登校の認知件数が高い数字になっていること、高校中退者が増加していること、児童生徒の体力運動能力が全国平均を下回っていることなど、様々な困難を抱えている中、皆様には、こういった課題に対して御尽力いただいているところです。

また、外国人児童生徒の増加や、児童生徒や青少年の多様な変化が起こっております。ひきこもり件数も増加しています。第4次計画では、これまで行ってきた取組を更に発展させ、困難な状況を改善させていきたいと考えております。本日は短い時間ではありますが、皆様の積極的な御意見を頂戴できればと思いますので、ぜひ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、青少年の健全育成に関する基本計画第4次の素案について、事務局から御説明をお願いします。

事務局

事務局の川部と申します。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第4次））の素案について御説明いたします。

始めに、これまでの経過でございますが、昨年度開催いたしました本協議会において、次期計画の策定方針等について御説明をいたしました。その後、本協議会に設置いたしました基本計画調査部会を2回開催し、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、関係課室と調整を行い、次期計画の素案を作成いたしました。

次期計画の素案に関する資料として、資料1が次期計画素案の概要、資料2が素案本文、資料3が事業構成をお配りしておりますが、素案の内容につきましては、資料1素案の概要を用いて御説明をさせていただきます。

それでは、資料1を御覧ください。まず、策定の趣旨についてですが、本県の青少年の健全な育成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定いたしました青少年の健全な育成に関する基本計画第3次の後継といたしまして、5年間の計画を策定するものでございます。

続いて、計画の位置付けですが、青少年健全育成条例に基づく青少年の健全な育成に関する基本計画、及び子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画として位置付け、国のこども大綱を勘案して策定することといたします。計画期間につきましては、令和8年度から令和12年度までの5年間といたします。

続いて、この計画の対象ですが、現行計画と同様、0歳からおおむね30歳未満まで、施策によっては40歳未満を対象といたします。こども基本法では子どもの年齢定義がなくなり、心身ともに発達の過程にあるものと規定されておりますが、こども大綱においては、こちらに記載しているように、義務教育年齢に達するまでが乳幼児期、小学生年代が学童期、中学生年代からおおむね18歳までが思春期、おおむね18歳以降からおおむね30歳未満、施策によってはポスト青年期のものを含め青年期と規定されております。

また、こども大綱においては、若者は思春期及び青年期のものとされていることから、みやぎ子ども・若者育成支援計画で対象とする子ども・若者は、0歳からおおむね30歳未満まで、施策によっては40歳未満までといたします。

続きまして、次期計画策定にあたっての現状と課題について御説明させていただきます。

まず本県における現状と課題としては、全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との乖離等が課題となっているほか、学校に登校していない児童生徒が増加している中、それぞれの状況に応じた学びの場の確保の必要性が高まっております。さらに、全国学力・学習状況調査において、将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合が全国平均を上回っている状況が続いている一方で、若

い世代の転出超過が問題となっており、子ども・若者が宮城県で能力を発揮できるような環境整備が必要となっております。加えて、児童虐待やひきこもりの増加等の背景には、様々な問題が複雑に絡み合っていることが多く、関係機関が連携して困難を抱える子どもや若者に対応していくことが必要となっております。

全国的な現状と課題といたしましては、物価の高騰や新型コロナウイルス感染症等の様々な要因により、子どもの貧困の深刻化、貧困の連鎖が懸念されるとともに、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーへの適切な支援が必要となっております。また、近年SNS等を通じて特殊詐欺や強盗などの闇バイトに応募し、犯罪に加担する若者が後を絶たず、大きな社会問題になっており、子ども・若者の発達段階に応じた規範意識の向上が必要となっております。さらに、単独世帯や核家族の増加、新型コロナウイルス感染症の流行などにより、地域のつながりが希薄化しており、子ども・若者を地域で見守り支える機能が低下しております。

これらの現状や課題を踏まえ、基本理念を「未来を切り拓く子ども・若者が今を幸せに生き、将来に夢と希望を持てるみやぎの実現」とし、理念を実現していくために、4つの基本的方向を推進していきたいと考えております。こちらに記載している4つの基本的方向につきましては、昨年度開催いたしました本協議会から内容は大きく変更しておりませんが、基本計画調査部会での検討結果を踏まえ、一部表現等を変更しております。

まず、基本的方向1について、「すべての子ども・若者がいきいきと成長できる体制づくり」とし、子どもの状況に応じた学びや様々な体験を通して、全ての子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、豊かな人間性を育む体制づくりを推進していきたいと考えております。

基本的方向1では、「心と体の健やかな育成」および「多様な体験や国際交流の機会づくり」の大きく2つの施策を推進してまいりたいと考えております。

推進する施策1「心と体の健やかな育成」では、心身ともに健やかな成長への支援および将来への可能性を広げるための学びの確保と体力向上の推進に取り組んでまいります。基本的生活習慣の定着により、子どもの健全な成長を促進するとともに、思いやりの心やコミュニケーション能力の育成等を推進していきたいと考えております。また、教員の指導力向上や効果的な指導方法等の普及のほか、関係機関と連携し、学校に登校していない児童生徒に対する様々な取組や支援を行います。さらに、運動やスポーツを楽しむ機会等を通じ、体力・運動能力の向上を図る取組を展開してまいります。

推進する施策2「多様な体験や国際交流の機会づくり」では、年齢や発達の程度に応じて様々な体験活動の場を提供し、豊かな感性の育成に取り組みます。また、経済、社会、文化等、様々な分野においてグローバル化が進展している現状を踏まえ、異文化や他国に対しての理解を深めるとともに、グローバル化に対応できる実践的なコミュニケーション能力の育成等に取り組んでまいります。

続いて、基本的方向2につきまして、「未来を担う子ども・若者の活躍促進」とし、子ども・若者一人一人を自立した個人として尊重し、将来に向かって前向きに成長していけるよう活躍を促進する取組を展開してまいりたいと考えております。

基本的方向2では、「子ども・若者の視点と社会参加の促進」及び「若者の職業的自立・就労支援」の大きく2つの施策を推進してまいりたいと考えております。

推進する施策3「子ども・若者の視点と社会参加の促進」では、子ども・若者の意見表明の機会の確保や社会への関心を高められるような機会の創出に努めてまいりたいと考えております。様々な状況に置かれている子ども・若者が自分の意見を持ち、考えを伝えることができるよう、多様な意見表明の機会を確保するとともに、子ども・若者の意見の政策への反映の検討結果を公表することにより、自己有用感の向上にも取り組んでまいります。

推進する施策4「若者の職業的自立・就労支援」では、若者が県外に流出している現状を踏まえ、地域企業や学校等と連携した就職支援の取組や、働きやすい職場づくりなどを通じた定着率の向上に取り組んでまいります。

続いて、基本的方向3についてですが、「困難を有する子ども・若者やその家族に対する切れ目ない支援」とし、様々な困難を抱える子ども・若者の社会的自立に向け、一人一人の状況に応じて多様な機関が有機的に連携し、切れ目のない支援を継続的に実施するための体制づくりを推進してまいりたいと考えております。

基本的方向3では、「困難を抱える子ども・若者への支援」、「子ども・若者の被害防止と保護」の大きく2つの施策を推進していきたいと考えております。

推進する施策5「困難を抱える子ども・若者への支援」では、ひきこもりや虐待、貧困問題、ヤングケアラーなど様々な困難を抱える子ども・若者に対して、年齢や制度の切れ目によらず、関係機関が連携した支援体制の充実を目指すほか、東日本大震災の影響で心のケアが必要な子ども・若者に対する継続した支援を実施してまいります。

推進する施策6「子ども・若者の被害防止と保護」では、地域コミュニティが希薄化している中で、子どもや若者を犯罪の被害から守るために、学校や地域関係団体が連携した防犯活動を推進するほか、インターネット利用の低年齢化による犯罪被害を防ぐため、各種啓発や相談体制の整備に取り組みます。また、発達段階に応じた非行防止教室を開催し、規範意識の向上を図る取組を推進するほか、非行を犯してしまった子ども・若者が様々な困難を抱え、再び犯罪に手を染めることがないように、助言指導や社会参加活動機会の提供などにより、継続した立ち直り支援を行います。

続いて、基本的方向4についてですが、「子ども・若者の成長のための社会環境整備」とし、子ども・若者が安心して成長できるよう環境整備に取り組むとともに、家庭、学校、地域等が連携し、社会全体で子どもを育む体制づくりを推進してまいりたいと考えております。

基本的方向4では、「子ども・若者が安心して過ごすための環境整備」、「子ども・若者を社会全体で支えるネットワークづくり」の大きく2つの施策を推進してまいります。

推進する施策7「子ども・若者が安心して過ごすための環境整備」では、書店やカラオケ、インターネットカフェなどの立ち入り調査を通じて、子ども・若者の適切な利用環境の整備を行うほか、インターネットの適切な利用を推進するための啓発活動を推進いたします。また、安心して暮らすことができるまちづくりに向けた気運醸成のほか、子どもが交通事故に遭わないための取組の推進等に努めます。

最後に、推進する施策8「子ども・若者を社会全体で支えるネットワークづくり」では、関係機関と連携して社会全体で子ども・若者を支える気運の醸成を図るほか、地域と学校の連携協働体制の充実に取り組みます。また、専門知識の習得に係る研修や分野横断的な研修の機会を提供し、子ども・若者の支援に対応する人材の育成や更なる資質の向上を図ることに加え、NPO法人等の活動について広く周知を行い、多様な担い手の確保や環境整備に努めます。

続きまして、資料4を御覧ください。今年度の本協議会の開催スケジュールにつきまして、昨年度御案内しておりましたスケジュール案から一部変更がありましたので、御案内をさせていただきます。今年度第2回協議会について、昨年度の時点では11月頃に開催する予定としておりましたが、先日、委員の皆様は日程の確認をさせていただき、10月8日水曜日の午前10時から開催させていただく予定となりました。あわせて、第3回協議会につきましても、昨年度御案内したスケジュールから前倒しをさせていただく予定としております。なお、参考資料として、1月に開催いたしました本協議会の際に皆様に御確認いただいております枠組み案をお配りしておりますので、参考に御覧いただければと思います。事務局からの説明は以上です。

市瀬会長

川部課長、大変御丁寧に説明いただきましてありがとうございました。

それでは、みやぎ子ども・若者育成支援計画の素案概要を中心に御覧いただいたところですが、計画期間や対象、あるいは、私たちが認識している現状の課題、それに対して、基本理念が今回新たに示されたところです。そして基本的方向として4つの方向性が示され、さらに推進する施策、そして取組が16個掲載されております。まずは、素案の概要を御覧いただきまして、委員の皆様から御意見や御提言をいただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

館田委員

1点目は、計画期間が5年間になっていますが、その途中での見直しが計画されているのか、あるいは可能なのかという点です。こちらの協議会で毎年進捗や成果の報告はいただけるかと思いますが、何か大きな社会的な事象が起こった時に、こういったものを見直しできるのかというところです。

もう1点は、基本計画の中で方針や方向性は示されていますが、その結果こうなっていきたいという目標値、つまりこれをやった結果こうなりたいというようなものは、計画の中に示されるのか、ある

いは、もう少しブレイクダウンした形で、指標や数値が示されるのかを教えてくださいたいと思います。

市瀬会長

館田委員、御質問ありがとうございました。御指摘いただいたように、従前は東日本大震災やコロナウイルス感染症もあり、本当に世の中をひっくり返すような様々な大きな事象が起こる可能性はあるかと思います。その場合、この5年間で、どのように基本的方向性が修正されるのかという点、そのあるべき姿といったものはどのように示すものなのかという御質問をいただいたところです。こちらについては事務局の方に伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

質問ありがとうございました。まず、1点目の見直しが可能かについてですが、基本的にはこれまで5年間スパンで計画を策定してまいりましたので、特段何もなければこの5年間で想定した計画として、まずは進めてまいりたいと考えております。しかし、例えばコロナウイルス感染症のような大きな問題が起きた際は、県の計画の中にも計画期間を短くしたり、逆に長くしたりといったケースもございますので、そういった状況に応じまして、柔軟に対応できる部分があれば、そこはしっかり皆様に御相談しながら検討していきたいと考えております。

2点目の目標値についてですが、本日は御提示しておりませんが、次回の協議会で中間案をお示しする際、現在定めている目標値と、新しい計画で定める目標値について、御意見を伺いたいと思っております。現在、内部で目標値について議論しており、庁内の皆様にも御意見をいただきながら、次期計画で設定すべき目標について内部で検討させていただいております。次回協議会の中で御提示させていただき、議論いただければと考えております。

館田委員

政策評価の委員をしていた時に、これを見直すべきではないかと、いろんな委員から意見が出るのですが、ほぼ見直しをさせていただけないというようなことがありました。こちらの青少年計画だけではないのですが、なかなか柔軟に計画を見直すのは難しい部分もあるかと思います。しかし、世の中はかなり早く動くので、柔軟な見直しも「あり得る」ということを前提に、いろいろと進めていただけるといいのかなと思っておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

市瀬会長

貴重な御意見ありがとうございました。今伺いしたのは、本計画の5年間にわたる計画期間の中で、どのように扱っていけばいいのかということについて御助言いただきました。その他、御意見いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。計画全体についてコメントするのは難しいかと思いますが、ぜひ御専門の立場から、様々な御発言いただければと思っております。

藤石委員

私チャイルドラインみやぎという子どもの声をチャットや電話で受けている団体でもあり、宮城県から社会的養護自立支援拠点事業を委託されています。

基本的方向2「未来を担う子ども・若者活躍促進」の推進する施策3についてですが、子どもたち、若者たちに自由に意見を表明してもらおうというところで、違和感がありました。今、児童養護施設にはアドボケイトが入っていて、子どもたちの声を聞いています。私たちのフリーダイヤルやチャットに来る子どもたちの声というのは、学校で自分たちがこれを言ったら内申が下がるといったことも多いので、学校などでの子どもたちの意見は聞いてもらえるのだろうかと思っています。もしそうであれば、子どもたちの置かれている環境をカテゴライズして聞いて欲しいということが私の希望なのですが、こちらを5年間でどのように示して、どのように皆さんに知らせるのかを教えてくださいたいです。

市瀬会長

ありがとうございます。子ども・若者の意見をきちんと発する場を確保するという意味で、そういった子どもたちがそもそも学校の中で意見を述べられないような状況にあったりするので、どのような意見をどう拾い上げて、その子どもの視点を尊重して社会参加を促進していくのかという御意見か

と思います。よろしければ、関連する事業も含めて御説明いただければと思いますが、こちらも事務局でよろしいでしょうか。

事務局

ありがとうございます。今のお話に全てお答えできる内容の事業かどうかは分かりませんが、資料3に、各関係課の事業を整理しております。この中で、今お話しいただいた基本的方向2の「未来を担う子ども・若者の活躍促進」という項目があるかと思います。その中で、例えば事務局がまさに担当している事業といたしましては、「みやぎの青少年意見募集事業」といったものを実施しています。こちらは当然学校の中ではなく、例えば県政の課題等に対する意見を募集するのですが、若い世代の投票率をどう上げていったらいいかというものを若者自身に聞いてみて意見をいただくような、そういったものを毎年テーマ設定して意見を募集する事業を行っております。こういった様々な機会を通じて、青少年に意見を言うていただく機会を、県としてもできるだけ確保している状況でございます。

藤石委員

今のお答えだと、政治のことや世の中、社会というものをどういった風に考えていくのかということ子ども・若者に聞いていくというのがこの施策なのだと思います。しかし、私がこの資料を見た時に、例えば学校の中で、子どもたちが今どういう気持ちで、どういったことを言えないでいるのか、社会がどうかというところはその先にあるものなので、子どもの純粋な意見をもっと吸い上げていって欲しいというのが私の理想でした。

市瀬会長

ありがとうございます。身近な子どもの声が聞けていないのではないかと御質問かと思います。

事務局

説明が足りない部分がありました。今御説明した事業について、「みやぎの青少年意見募集」の取組の1つとして、オンラインで意見を投稿できる「オンライン意見箱」を今年度から実施しております。こちらはまさに今お話しいただいたような、テーマを特に設けず、声を上げたい子ども・若者が自由に声を上げることができる意見箱となっております。まだまだ周知が足りない部分があり、皆様に認識いただけていない部分がありますが、こういった意見箱を設置することによって、声を上げていただいて、その声を我々の方で確認させていただき、例えば必要な担当課の方におつなぎするといったことも可能かと思います。地道ではありますが、こういった事業を通じて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

市瀬会長

貴重な御指摘ありがとうございます。身近な子どもの声を日常的に受け止める場の確保をどう作っていったらいいかという、大変重要な課題を頂戴したかと思います。

舘田委員

現状と課題のところに、全国学力・学習状況調査の全国平均正答率を下回っているという項目があり、資料2の方でも過去5年間のデータが載っていると思います。おそらく、現行計画でも課題に上がっていて、目標指標などがあったものの、達成できていないという状況だったと思うのですが、次の計画では、そこを考慮した上で、新たに取り組む事業や強化するポイントがもしあれば教えていただきたいです。

市瀬会長

ありがとうございます。学力の状況に対して、第3次計画と違って、何か新規に改善する部分があるのかという御質問かと思います。宮城県では学力について、様々な取組が行われておりますし、私も教員養成大学に勤めておりますが、非常に責任が重大だと思っています。

義務教育課

御指摘いただきました学力・学習状況調査については、資料2の6ページにありますように、全国平均からの乖離があるところでございます。なかなか成果に繋がらないところで、我々も様々な手

立てを設けながら取り組んでいるところではありますが、この事業としては、子どもたちの学ぶ意欲という点に着目して取り組んでいるところです。ただし、その取組の成果が、この学力・学習状況調査の平均正答率だけで図るというところに、難しさを感じております。それぞれの市町村で独自に非常に有効な対策を取っているところもありますので、そのような形で、この成果の示し方というところも、もしこれから検討できる部分があるのであれば、十分検討していきたいと考えております。

市瀬会長

この調査の結果のみならず、様々な能力を伸ばす施策を各市町村で実施されているので、総合的に見ていきたいという点があるかと思います。

舘田委員

ありがとうございます。点数だけでないのは重々承知しておりますが、常にここの課題に上がってきており、「宮城県は学力が低い」という認識をおそらく県民は持っていますので、示し方を変えるにしてもどのように変えるのか、なぜ点数が上がらないのか正直疑問なところでもあるので、今までと同じやり方ではなく、見せ方も含めて御検討いただければと思います。

市瀬会長

今までの政策と何が違うのか分かるように、もしそういった事実が盛り込むことができれば、基本計画の素案に記載していただけると良いと思います。御助言ありがとうございます。

尾坪委員

宮城県の「みやぎこども幸福計画」が策定予定かと思うのですが、こちらが既に策定されているのか確認させていただきたいと思います。また、「みやぎこども幸福計画」と、この「子ども・若者育成支援計画」は、重なっている部分もあるのではないかと思います。特に、基本的方向性2は、イメージなのですが、重複している部分なのではないかと思っており、5年計画で推進していく上で、将来的に統合してしまう可能性などについてお伺いしたいです。

市瀬会長

御質問ありがとうございます。「みやぎこども幸福計画」と「子ども・若者育成支援計画」では、どの部分が重なっていて、どの部分が違うのかという点について御質問いただいたところです。こちらについては事務局よりお答えいただければと思います。

事務局

こども基本法におきまして、こども計画については、子ども・若者育成支援推進法に規定する都道府県計画と一体のものとして作成することができるとなっており、一体として作成している都道府県もございますが、宮城県では、「みやぎこども幸福計画」を昨年度既に策定しております。青少年の健全育成に関する施策や方向性というのは、こちらの協議会の方で専門的に審議することが望ましいといったところもありまして、子ども・若者育成支援計画とこども計画は、基本的に宮城県では統合しないという形で進めております。それは、策定期間や計画期間が異なるなど、今お話ししたようなところも踏まえてそのようにしております。

子ども・若者育成支援計画では、子ども・若者の健全育成に焦点を当てまして、計画を策定していきたいと考えており、今お話しいただいた通り、一部重複しているところはどうしても出てくるかと思えます。資料2の素案本体の1ページに、各計画とのすみ分け、関係性を示しており、我々が策定する計画と昨年度策定した「みやぎこども幸福計画」、または教育庁の計画などとも連携を図りながら、取組を進めていくという形で、現在作業しているところです。

市瀬会長

ありがとうございました。重なる部分はありますが、「みやぎこども幸福計画」と「教育振興基本計画」、そして本計画とは、重なる部分もありつつ、また目標としている独自の部分もあるということで、素案本文1ページに整理された図が出ております。こちらを補足していただきました。

尾坪委員

「みやぎこども幸福計画」は策定されているのですね。重複している部分があるにも関わらず、計画推進を続けていくのでしょうか。例えば、保健福祉部の方にどのような部分が重複しているか伺うことができれば良いのですが。

事務局

こども計画につきましては、こども大綱の作りを基本的に踏襲しておりまして、産前産後など子どもの誕生前から青年期に至るまでの幅広いライフステージを網羅している形になっており、併せて、子育て支援や少子化対策にかかる結婚支援なども含まれております。我々の計画は、先ほど申し上げました通り、子ども・若者の健全育成に焦点を当てており、少しフォーカスしている部分が違っております。資料3の方で様々な事業を載せておりますが、両方に該当するような事業も当然出てきますので、我々の取組と保健福祉部の取組に同じような事業がぶら下がっているケースはあるかと思えます。

末永委員

今御指摘いただいたところですが、他にもこういった類の計画や「こども幸福計画」があり、その計画に定められた目標値と事業が、今御審議いただいている計画の中でも重複して、同じ項目について同じように審査いただいているところがあります。

その点は、法律の位置付け、趣旨、根拠になっているものがあるので、どうしてもこのような作りをしないといけない状況にはあるのですが、我々としても当然、行政効率という部分もありますし、同じ成果になる行政評価もしていただいて、さらに重複しているからといって同じ計画でまた同じように審査いただいているところもありますので、そこをいかに分かりやすく示していくかということも今回の課題だと捉えております。次回、中間案を作成する際には、計画や指標の重複具合をもっと分かりやすくお示しすることで、この計画の所掌分野と他課との計画との事業の関連性が見える化できるようにしたいと思えますので、その点は今回の意見も踏まえて取り組んでまいりたいと思えます。

市瀬会長

御回答ありがとうございます。同じものを違うところで、同じように示しているのではないかということについては、もう少し明確に、どこが重複しているのかということを示していく形で取り組まれる旨の回答をいただきました。

羽田委員

高校中退率について、資料2の5ページに「国の平均を上回る状況となっていて、生徒の実情に応じた支援対策を行う必要がある」と記載があります。そして、資料3の事業構成案を拝見すると、学力向上の取組と、学ぶ意義を感じさせ意欲を向上させ、また悩みの相談にのるといったことが挙げられているのですが、高校中退の理由について何か把握されているのでしょうか。

市瀬会長

ありがとうございます。県の高校中退率が高いことについてお話いただきました。中退の理由について、もし何か資料や情報がございましたら、頂戴できればと思います。

高校教育課

具体的な理由として多いのは、やはり入学前と入学後のミスマッチがかなり多いです。続いて多いのが学業不振ということで、学校に行かなくなり辞めてしまうといったものが、かなりの割合を占めている状況になります。

羽田委員

一番多い理由がミスマッチということでしたが、研究上必要となり、学校の校則を調べたことがありました。生徒指導の提要在改正され、校則をホームページに公開する、あるいは、校則の根拠を示すようなことが促されたと聞き及んでおり、県の高校の校則が分かるかと思って検索をしたところ、情報公開請求をしたものが部分的に載っているサイトがいくつか見られる程度という印象でありまして、あまり多く掲載されていなかったということが気になっておりました。校則を公開することだけ

ではないと思いますが、もしかしたらミスマッチ解消の手がかりの一つがあるのではないかと思います。また、校則の見直しが文部科学省の方から提唱されており、先ほど子どもの意見表明とお話がありました。その校則についての意見を表明し、身近な学校の環境を変えていくというのは、意見表明の非常に意義のある方法かと思いますので、そういった方面も考えていただけたらいいかなと思いました。

市瀬会長

御助言ありがとうございます。生徒主体の学校づくりということで、生徒がどう学校づくりに参加していけるのかという点ですね。御意見としては、校則も含めてもう少し情報公開していくべきではないかという御意見でよろしいでしょうか。もう一度、高校教育課様にお戻しいたします。現状では、そういった生徒主体の、例えば校則による学校改善など、情報をもっと公開した方がいいのではないかという御意見かと思いますが、もし何か取組や情報がございましたらよろしく願いいたします。

高校教育課

ありがとうございます。今おっしゃられたように、校則に関して公開していくということは大事かと私も思いました。現状、どのくらい公開しているのかという点は、正直こちらでは把握しておりませんので、そのあたりを踏まえて、色々な機会でお話をしていきたいなと思いました。ありがとうございました。

市瀬会長

今回事業として入っておりませんが、生徒主体での校則の公開という形で、御指摘いただきました。ありがとうございます。

小池委員

仙台市の相談支援センターについては、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づき、若者支援の強化ということで、子どもに加えて若者を支援していくという形で名称変更をしたのが、令和5年からです。こども家庭庁で規定している若者の定義というのが39歳までという形で、様々な相談支援に関して、39歳までを若者と定義して対象を拡大した形になります。資料1の対象では、基本0歳から30歳未満まで、施策によっては40歳未満までという形で、線引きがされているところなのですが、ただし、一般的に「若者」と言われた時に、皆さんが30代を若者だと捉えてくれるかという、なかなかそうではないことがあると思うのですが、30歳までを対象と捉える、要は青年期とされている事業と、30歳から40歳までのポスト青年期を加えることにされている事業との、区別の考え方などがあれば教えていただきたいです。また、実際に子ども・若者支援を中心に行っている部署以外ですと、そのような意識がなかなか伝わりにくいところがあり、教育関係課や保健福祉関係課の部署が、40歳までを若者と考えながら施策を考えていくことが浸透していると良いと思うのですが、考えをお聞かせいただければと思います。

市瀬会長

ありがとうございます。今回はこども大綱を勘案して、40歳未満までをポスト青年期、若者と定義しているわけですが、こちらは事業・取組ごとに定義の当てはまる場所を変えているのかどうかという御質問と、保健福祉部や教育庁でポスト青年期まで認識しながら事業を計画されているのか、について御質問いただいたかと思います。それではまず事務局より回答願います。

事務局

ありがとうございました。正直に申し上げまして、なかなかこの定義付けも難しいところがございます。現行計画に引き続き同じような形で整理して進めたいとは思っておりますが、明確に線引きというのは正直難しいところがあります。事務局で行っている事業ですと、例えば「意見募集事業」につきましては、30歳未満という形で区分をしております。一方で、「子ども・若者総合相談センター」を石巻と岩沼に設置しておりますが、そういったものは39歳まで幅広く対象にしておりますし、併せてその家族の相談にも応じているようなところもありますので、事業によって、すみ分けを図りながら、事業を進めているというのが実情でございます。我々の方はそういった形で整理させていた

だいております。

子育て社会推進課

御質問ありがとうございます。「みやぎこども幸福計画」は今年の3月に策定させていただいております。その中で、ライフステージ別の項目ということで、こどもから乳幼児期、あとは学童期、思春期、その後に青年期といった形を設けております。「みやぎこども幸福計画」ということで、概ね学生世代を対象にはしているのですが、そうは言っても、将来的な結婚支援なども行っていくこととしておりますので、幅広く、具体的に何歳までという年齢定義は特に設けておりません。

市瀬会長

ありがとうございます。そうしますと、今後はますます事業や支援対象の幅が広がりつつあるということかと思えます。

伊藤委員

資料2の8ページに、「新型コロナウイルス感染症拡大時に、やりたかったけどできなかったこと」という表が掲載されておりますが、感染症拡大時、卒業式がなくなったり、学校や部活が休みになったりということがあり、表の中でも「友達と遊びたかった」「旅行に行けなかった」といった項目が上位に入ってきています。こちらができるようにするための事業があれば教えていただきたいです。

市瀬会長

ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子ども世代に対する何か補完的な事業が、この計画事業の中にあるのかどうかという御質問かと思えます。震災にターゲットを絞った新規事業というのはありますが、コロナウイルスの影響に特化した事業というのはなかなか上がってこないと思いますので、多様な体験等といったものの中で補っていく形になるかと思えます。それでは事務局より回答をお願いします。

事務局

このアンケート自体は保健福祉部の方でとっておりまして、例えば資料3の1ページ裏面に「動物ふれあい教室」や「一日飼育体験」といった体験的な事業を載せております。県で実施可能な体験メニューは多くないのですが、こういった体験のメニューを設けることによって、これまで活動や体験したことがない方に参加いただくことも可能かと思えます。また、前回の調査部会では体験の格差というものも議論になり、皆が平等に同じ体験ができていたわけではなく、やはりなかなか体験することは難しい家庭環境にある子ども・若者もいますので、こういった事業を通じて、皆等しく体験していただけるような機会を作っていきたいと県としては考えております。

市瀬会長

ありがとうございます。こうした事業の中で、特定のお子さんや、いつも参加されているお子さんのみならず、経済的に恵まれていない、または、コロナウイルスで機会を喪失してしまった生徒が参加できるような募集の仕方が非常に重要になってくると思います。

帆足委員

東北学院中学校高等学校の校長をしており、現場の者なのですが、正直に感想を申し上げますと、現行計画から、あまり代わり映えしないという気がしました。現状と課題という点を踏まえれば、こういった形となることは分かるのですが、やはり5年先ということになると、将来を見据えた何かがあっていいのではないかと計画案を見て思います。例えばAIとどう向き合うか、または、少子高齢化によって外国人の方と協働して働かなければいけない時代を子どもたちが過ごしていくので、異文化に対する理解だけでなく、外国の方との協働に関連した施策があってもいいのではないかと思います。30歳までの方を対象とされているのであれば当然そういった場面に直面することがあると思います。また、防災に関することや部活動の地域展開などを踏まえ、どう子どもたちに教育をしていくか、施策を行っていくか、将来を見据えた文言が入っていると良いのではと思いました。

市瀬会長

貴重な御意見ありがとうございます。私も調査部会に参加しておりますので、本当に良い御意見をいただいたなと思いました。具体的に、5年後を見通して例えばA Iや外国人との協働、あるいは先ほど体力の問題が出てきましたが、部活動がどうなっていくのか、そういった部分が読み込めるような内容になっているのかという御意見でした。まずは事務局の方から御意見を頂戴できればと思います。

事務局

御意見ありがとうございました。この計画は5年間で策定を進めていきますが、なかなか5年先まで、今お話しいただいたようなことまで見通して、具体的に書き込みができていくかという点、少々そうでない部分もございます。例えば外国人について、定住外国人も増えており、宮城県では日本語学校が大崎市に設立されるなど、様々な動きがあります。そういった動きに対し意識的に、国際部門と連携して取り組んでいくような思いはありますので、その部分を具体的に記載できるかを事務局で検討させていただきます。

市瀬会長

ありがとうございます。計画の概要に「物価高」という言葉も記載されておりますが、物価の急激な高騰が更なる貧困に繋がるのではないかという意識で記載があるのかと思います。また、A Iや外国人との協働などについては、もう少し記述を明確にできる部分があるか再検討させていただきたいと思います。貴重な御助言ありがとうございます。

齋藤委員

資料3を拝見すると、様々な課が多くの取組を行っていることは分かるのですが、事業がこれほどあるということを初めて知りました。こちらをどういった形で現在、皆さんに周知しているのか、まだ理解してもらえないような取組を行っているのか、昨年ですと、学校を通してチラシを配布し、募集したものの、お金だけとって事業を実施しなかった事件がありましたので、どのように周知していくのが良いか、私も少し疑問に思っていました。現状を教えてくださいたいと思います。

市瀬会長

ありがとうございます。青少年に対する広報や周知の方法というのは、本当に重要な部分かと思います。事業によって周知方法は異なっていると思いますが、全体としておっしゃることがありますでしょうか。

事務局

御意見ありがとうございました。こちらの計画に基づく事業構成につきましては、例年このように取りまとめた上、公表させていただいているのに合わせまして、秋から冬頃かけて、前年度の実績を公表させていただいております。県民の皆様への周知が十分に行き届いていないという御意見について、大切な予算を使わせていただいて事業を実施しておりますので、公表や周知のあり方については、検討させていただきたいと思います。

渡辺委員

先ほど藤石委員がおっしゃったように、若者の見えない声に配慮しているようなメッセージ性を素案概要に入れていただきたいという思いが個人的にあります。例えば、推進する施策6の取組の部分で、インターネット利用に伴う犯罪というふうに記載されているのですが、先ほど帆足先生からも御意見があったとおり、5年後を見据えた際に、今後この部分がどうなっているのかというのが直近でも恐ろしいぐらい様変わりしています。例えば、いじめにも影響するのですが、誹謗中傷で子どもたちの心が折れて不登校になるなど、関連性が色々あると思います。それが誹謗中傷という形なのか、インターネット利用によるものといった旨を明記するのは非常に難しいと思いますが、素案の中でメッセージを発信して助けることができる部分があるとすれば、是非ここは強いメッセージを発信していただくことをお願いします。

また、基本的方向2の取組について、「社会参加」という言葉が出てくるのですが、内申書の関係で社会参加活動に参加することは、やはり子どもにとって将来を見据えた死活問題なので、仕方ない

と思うのですが、もしよろしければ内容も知っていただけるように「参加」だけではなく「参画」という文言も入れていただいて、地域に根付いた活動に繋がれば、少しでも将来に向けてプラスになるかと思います。括弧書きでもよろしいので、そういった記載もお願いしたいと思います。

市瀬会長

ありがとうございます。一つは先ほど藤石委員からも御意見ありましたが、子どもたちの日々の悩みや苦しみを受け止めるのだというメッセージをもう少し強めた方がいいのではないかという御意見を頂戴しました。例えば、インターネット上でのいじめで苦しんでいる子どもたちも念頭に置きながら、そういったことを考えるべきではないかというご意見です。

もう一つは、子どもの社会参加と言っても、主体的に関わるという意味では「社会参画」で、子どもたち自身が主体的に企画も含めて参加していけるようなイメージではないかという御助言をいただきました。

事務局

ありがとうございました。どちらの意見についても、概要と本文に現在記載している内容を確認させていただき、今お話しいただいたことが盛り込めるか、事務局でしっかり検討させていただきたいと思います。

市瀬会長

こちらについては、委員二人からご意見を頂戴したところですので、是非響く形にしていきたいと思いました。

小幡委員

今回資料を確認した際、非常に抽象的で、どのような意見を申し上げればいいのか悩ましいと思っておりました。やはり第4次計画ということなので、第3次計画で盛り込まれた内容をどのように具体的な施策として実行し、その取組の中でできたもの、できていないもの、また新たに浮かび上がってきた問題などが整理されていて、その上で第4次計画ということになるのだろうと理解しているところです。その前提で確認したいのですが、次回の協議会で審議する中間案は、第3次計画で行った施策などを具体的に御説明いただいた上で、できたこと、できなかったこと、そのようなものを明確にし、その上で第4次計画を策定するといった内容のものなのか伺います。そのような形で検討していくことが、継続性を持った計画の実行、あるいは実効的な政策を作っていくということになるのではないかと思いますので、お聞きしたいと思います。

市瀬会長

次回10月開催の会議において、指標のお話が出ますので、できた部分とできなかった部分を明確にした上で、支援計画の指標を示していった方が良くと御意見いただきました。事務局の方から回答ありますでしょうか。

事務局

御意見ありがとうございました。確かにこれまでの現行計画での評価があつて、次の計画を策定していくという点は、おっしゃっていただいたとおりでと思います。次の中間案では、現行の数値目標の状況につきましても共有させていただきたいと考えております。併せて、事業のこれまでの実績につきましても、先ほどお話ししたとおり、秋冬頃に例年取りまとめをさせていただいているのですが、この計画の策定にあたって、実績について加味したいというお話を今いただきましたので、少し前倒しも含めて、事務局で検討させていただき、これまでやってきた事業の振り返りなども次回に併せてできるよう、準備を進めたいと思います。

佐藤委員

私は仕事柄、健全育成にはあまり関わっておらず、生きづらさや、その日その日を生きていくことに精一杯な子どもたちとしか関わっていないので、全体を見ると、困難を有する子どもの支援について、計画の中でポジションが小さいと感じ、将来はもちろん大事なのですが、外にだんだん出ていくパワーやエネルギーのある子どもたちをもっと活躍させるという流れが少し多く、色々な行事に出た

いに出ることができない、また、発達的な問題があつてコミュニケーションしたいのに、話すとみんなに笑われてしまう、そういった「陰」の方に対する施策の扱いが少し小さいというイメージを受けました。

また、私が関わる高校生の中退する理由は、校則という部分もあるかもしれませんが、ほとんどが友人関係です。成績よりも友人関係が多く、陰湿ないじめ、インターネットやLINEを使ういじめによって孤立し、学校に行くことができなくなり辞めるといったことが、ほぼ100%なので、その辺りも御理解いただければと思います。

市瀬会長

大変貴重な御意見を賜りました。例えば、本当に生きづらく困難を抱えている児童生徒・若者、そして発達上の困難を抱えているような児童生徒、そういった子どもたちに対する目配りというものがあるのか、あるいは、もう少しそういった部分を強調することができるのかどうかということをお指摘いただいたと受け止めております。

事務局

先ほどの回答とも重複しますが、改めて現在記載の内容を確認させていただき、今お話しいただいたような内容も盛り込まれているかという点を含めまして、足りない部分がありましたら、表現の部分について検討させていただきたいと思っております。

市瀬会長

大部分の青年、児童生徒にフォーカスを当てていくのか、本当に課題や困難を抱えている部分の子どもたち、あるいは青年の声を聞くのかどうか、こちらが今日の議論の大きなテーマの一つだったかと思っております。

本日は、お時間の無い中、多様な御意見を賜りまして本当にありがとうございました。是非10月の協議会にいただいた意見を活かしていければと思います。厳しい御意見については、この計画を鍛え上げていくものだとして理解しております。どうもありがとうございました。

それでは「その他」ですが、委員の皆様から、もし何か共有すべきことがございましたら、お願いいたします。特になければ事務局にお返しいたします。

司会

市瀬会長、長時間にわたり、御進行いただきありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第1回宮城県青少年問題協議会を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。